

西条市農業委員会 令和4年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和4年8月5日(金) 午後2時00分から午後2時28分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.7%
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.6%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	12番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	20番	越智 栄二
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	21番	越智 信仁
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番	戸田 博明
	4番	一色 達夫	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親
	6番	西原 昇	17番	伊藤 健一		
	7番	高木キクミ	18番	青野 武		
	9番	井上 雅貴	19番	曾我 照一		

○欠席者氏名

14番 山田 好一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠成	22番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	23番	山内 信政
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	24番	大西 宗次郎
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正	30番	今井 文雄
	11番	篠森 均	21番	永井 和俊		

○欠席者氏名

10番 安藤 英利

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和4年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 | 【会長挨拶】

事務局 | 【異動職員紹介】

議事に入ります前に、8月1日付けの異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

ご案内のとおり、8月1日からの総合支所が見直され、東予・丹原・小松の分室が、西部分室に一本化されました。西部分室は、市役所西部支所（旧東予総合支所）の2階、旧東予分室のあった場所に事務所がございます。

西部分室の体制は、分室長1名、次長1名、兼務職員1名の3名体制となっております。

西部分室長には、小松分室長をしておりました戸田 徹が配置換えとなり、次長には東予分室の次長であった稲見 健が、兼務職員には、今年の3月まで東予分室の兼務職員をしておりました、森山 大二郎が配属されております。

西部分室を代表して、戸田分室長が出席しておりますので、一言お願いします。

【戸田分室長挨拶】

事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和4年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名をいたします。
長谷川孝師委員、栗田房信委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が農業委員の14番 山田好一委員、推進委員の10番 安藤英利委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。

4ページをお願いいたします。

41号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

42号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

43号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

44号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

45号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

46号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

47号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

48号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

49号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

50号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

51号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

52号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

53号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

54号は、〇〇の〇〇氏が、妻の父である、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

55号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、15件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、15件であります。41号から順次ご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 41号 問題ありません。
42号 問題ありません。
43号、44号 問題ありません。
45号 問題ありません。
46号 問題ありません。
47号、48号、49号、50号、51号 問題ありません。
52号 問題ありません。
53号、54号 問題ありません。
55号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上15件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8ページをお願いいたします。
8号は、〇〇の〇〇氏が、農家住宅を建築しようとする申請でございます。
本件は、申請人の父親が、昭和48年頃に自己住宅を増築する際に、申請地を農地法の許可なく、納屋及び農機具置場等として、現在まで利用しておりました。父親は昨年亡くなっており、相続を受けた申請人が今回、専門家に敷地の調査を依頼したところ、違反転用の事実が分かり、違反転用を是正しようとする申請でございます。
申請人からは、「以後このような違反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。
9号は、〇〇の〇〇氏が、宅地の拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の夫が、昭和57年頃に自己住宅を増築する際に、申請地を農地法の許可なく住宅として違反転用していました。申請人の夫は令和2年に亡くなっており、相続を受けた申請人が今回、専門家に敷地の調査を依頼したところ、違反転用の事実が分かり、違反転用を是正しようとする申請でございます。
申請人からは、「以後このような違反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

10号は、〇〇の〇〇氏が、住宅建築に伴い道路後退をするため、公衆用道路に転用しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申

請でございます。

以上4件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上、4件であります、8号から順次ご意見等をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

地区委員 8号、9号 問題ありません。

10号 問題ありません。

11号 問題ありません。

議長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局 10ページをお願いいたします。

お手元に配布しております差し替えの両面資料9ページ、10ページをお願いします。10ページの58号が追加資料の34ページの農地法第5条の規定による許可申請の取下願の理由のとおり、開発申請許可の審査において、譲受人である〇〇に法人税の滞納があることが判明し、開発許可が下りる見込みがないため、議案書から削除しております。

57号は、〇〇の〇〇氏が、母親である〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である母親が昭和58年7月に農地法の手続きをすることなく当該地に農業用倉庫を建築し使用しておりました。申請地の隣接地で相続税の納税猶予の申請の調査を行ったところ、違反転用であることが発覚しました。

譲渡人からは、「今後は、二度とこのような違反行為のないように、

親子共々農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

59号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

60号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が平成28年2月に遺贈により申請地を取得する以前から農地法の手続きをすることなく当該地を庭及び駐車場の一部として使用しておりました。

譲渡人からは、「許可を得ず農地を宅地として使用している状態となっており、以後農地法違反がないように致します」との始末書が提出されております。

61号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

62号は、〇〇の〇〇氏が、祖母である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

63号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

64号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、先に説明したとおり、4条の9号同様に申請人から始末書が提出されております。

65号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

66号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

67号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

68号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

69号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

70号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の〇〇氏外1名が、前号の〇〇甲〇番〇に通行地役権の設定をしようとする申請でございます。

72号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

73号は、〇〇の〇〇氏が、前号の〇〇甲〇番〇に通行地役権を

設定しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が、30年以上前に農地の一部に届出無しで農業用倉庫を建設しておりました。

譲渡人からは、「今後はこのようなことがないように農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上17件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、17件であります。57号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 57号、59号 問題ありません。
60号、61号 問題ありません。
62号、63号 問題ありません。
64号、65号 問題ありません。
66号、67号 問題ありません。
68号、69号 問題ありません。
70号、71号、72号、73号 問題ありません。
74号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

曾我敏数委員 通行地役権とは、どのような権利であるのか。

事務局 通行地役権とは、通行のために他人の土地を使用することを言います。今回の申請については、宅地に進入するために、進入路に通行地役権を設定するものです。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 意義なし。

議 長 「異議なし」ということですので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

事務局 次に、14ページ、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 16ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書17ページから28ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、
64件、面積は、18万3,903.32㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、3件、面積は、6,238㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 17ページの申請番号4095号から4097号は、新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。
曾我照一委員、よろしくお願いします。

曾我照一委員 今回の新規就農希望者につきまして7月25日に丹原総合支所において、2名の面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、山内委員及び私、曾我です。

1人目の申請人は〇〇の〇〇氏、33才であります。〇〇氏は、青果店等で勤務していましたが、生産者の減少と高齢化を実感し、農業をはじめたいと思い、今回、〇〇と〇〇の農地、7,925㎡を利用権設定で借り受けて、地元の農家さんから花木の経営を受け継ぎ、就農しようとするものです。今後は研修への参加と、農家さんからの指導を受けながら、規模を拡大していきたいそうです。

2人目の申請人は〇〇の〇〇氏、54才であります。〇〇氏は、現在、土木建設業を営んでおりますが、同業者が農業に進出していることや、知り合いの人から、耕作をしてほしいと要望もあり、今回、〇〇の農地、1,444㎡を利用権設定で借り受け、就農しようとするものです。季節野菜を栽培する予定で、父親や農家さんに指導を受けながら、規模を拡大していきたいそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏と〇〇氏の就農については、問題ないと判断します。以上で報告を終わります。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、29ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和4年6月16日から、令和4年7月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を20件、受理いたしました。
ご了承をお願いいたします。

議長 何かご意見等ございませんでしょうか。
無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
この後、研修会を開催しますので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年8月5日 午後2時28分